

電子委任状の普及の促進に関する法律案の概要

電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の措置を講ずる。

主な規定

- 電子委任状等の定義
 - ・「電子委任状」とは、電子契約の一方の当事者となる事業者（法人にあっては、その代表者）が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録をいう。
 - ・「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、電子委任状を保管し、当該電子契約の他方の当事者となる者又はその使用人その他の関係者に対し、当該電子委任状（当該事業者が法人である場合にあっては、委任者として記録された当該法人の代表者が当該法人の代表権を有していることを確認している旨を表示する電磁的記録を含む。）を提示し、又は提出する業務をいう。
- 電子委任状の普及に関する指針
主務大臣（総務大臣及び経済産業大臣）は、電子委任状の普及に関する指針を定めるものとする。
- 電子委任状取扱業務の認定
電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が指針に適合するものであることの認定を受けることができることとする。
- 電気通信事業法の特例
電子委任状取扱業務を営み、営もうとする者が当該電子委任状取扱業務について認定を受けたときは、当該電子委任状取扱業務のうち電気通信事業の登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないものについては、これらの登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす等の措置を講ずる。
- 認定を受けた旨の表示
認定を受けた者は、認定に係る業務が認定を受けている旨の表示を付することができることとし、認定を受けた者以外の者が当該表示又はこれと紛らわしい表示を付することを禁止する。
- その他
上記のほか、電子委任状の普及のための所要の措置を定める。